

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 建築一式工事 |
| (2) 件名 | 第二庁舎防火シャッター危害防止装置修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 |
| (4) 履行期限 | 令和7年5月15日から令和7年8月29日まで |
| (5) 契約金額 | 2,750,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 文化シャッター株式会社
川口営業部 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県川口市中青木2-19-27
第3丸弘ビル3F |
| (8) 概要 | 防火シャッターの危害防止装置の修繕を行う。 |
| (9) 理由 | 随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定によるため省略。
特命理由：機器の故障等に関する責任の所在の明確化を図るため、危害防止装置（コードリール式）機器メーカーの保守専門会社とします。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | 汚水ポンプ設備修繕（千間台第一ポンプ場） |
| (3) 場所 | 越谷市千間台西四丁目4番地 |
| (4) 履行期限 | 令和7年5月16日から令和7年10月31日まで |
| (5) 契約金額 | 4,477,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 新明和アクアテクサービス株式会社
北関東センター |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市北区宮原町4-43-20 |
| (8) 概要 | 汚水ポンプ交換 1基 |

- | | |
|--------|--|
| (9) 理由 | 【特命随意契約理由】
本修繕は、令和7年2月に発生したNo. 3汚水ポンプの故障に伴い緊急修繕にて設置した仮設ポンプ設備のポンプのみを新設に交換する業務であり、ポンプ付属設備は再利用することから、設備等の故障（性能、機能維持及び施工責任）に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、緊急修繕を施工した新明和アクアテクサービス株式会社北関東センターに、特命随意契約を締結するものです。 |
|--------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 盛土整地工事（225街区外2街区）
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
(4) 履 行 期 間 令和7年5月21日から令和7年8月29日まで
(5) 契 約 金 額 28,270,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 清和土木株式会社
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288
(8) 概 要 A=3226.3m²
掘削 V=710m³
発生土盛土 V=130m³
流用土盛土 V=40m³
購入土盛土 V=1400m³
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（大竹中央通り線外3路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | 越谷サンシティ商業棟エスカレーター修繕（1U号機外6機） |
| (3) 場所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和7年5月30日から令和8年2月27日まで |
| (5) 契約金額 | 10,244,300円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概要 | <ul style="list-style-type: none">・エスカレーター1U号機のターミナルゲートローラー組品の交換を行う。・エスカレーターBU号機のハンドレール・ゴムリングの交換を行う。・エスカレーター1D号機のハンドレールガイドの交換を行う。・エスカレーター3D号機のドライビングモーターベアリングの交換を行う。・エスカレーター2U号機、2D号機、6D号機、BU号機、1D号機のハンドレール駆動チェーンの交換を行う。 |
| (9) 理由 | 本工事は、既存エスカレーターの一部の交換修繕であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エスカレーターの製作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。工事後のエスカレーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、既存エスカレーターメーカーである「株式会社日立ビルシステム 関東支社」を特命にて契約を締結するものです。 |